



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月 2,200 円

目 次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

- *48 生活保護法施行細則の一部を改正する規則
(福祉保健総務課)
- *49 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則 (")

規 則

和歌山県規則第48号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成12年和歌山県規則第125号)の一部を次のように改正する。

第20条を第23条とする。

第19条中「別記第48号様式」を「別記第55号様式」に改め、同条を第22条とする。

第18条中「別記第47号様式」を「別記第54号様式」に改め、同条を第21条とする。

第17条の次に次の3条を加える。

(医療機関等の指定申請書)

第18条 施行規則第10条第1項の申請書の様式は、別記第47号様式とする。

2 施行規則第10条の2第1項の申請書の様式は、別記第48号様式とする。

(医療機関等の変更等届書)

第19条 施行規則第14条第2項第1号の規定による届出は、別記第49号様式によるものとする。

2 施行規則第14条第2項第2号に掲げる事業の廃止又は休止に係る同項の届書は、別記第50号様式によるものとする。

3 施行規則第14条第2項第2号に掲げる事業の再開に係る同項の届書は、別記第51号様式によるものとする。

4 施行規則第14条第3項の届書は、別記第52号様式によるものとする。

(医療機関等の辞退届書)

第20条 施行規則第15条の届書は、別記第53号様式とする。

別記第48号様式中「(第19条関係)」を「(第22条関係)」に、「生活保護法第72条第1項に規定する繰替支弁施設

「生活保護法の適用を受けたいので申請します。」を法律第14条に規定

法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む繰替支弁施設の適用を受けたいので申請します。

自立の支援に関する(第72条第1項に改め、同様式を別記第55号様式とする。

とする。

別記第47号様式中「(第18条関係)」を「(第21条関係)」に改め、同様式を別記第54号様式とする。

別記第46号様式の次に次の7様式を加える。

別記第 47 号様式 (第 18 条関係)

生活保護法指定
{
 医療機関
 助産師
 施術者

 指定申請書

生活保護法 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。) 第 49 条 (生活保護法第 55 条において準用する場合を含む。) の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

(ふりがな) 名 称			
所 在 地	(〒 -)		
連 絡 先	電話番号 () -		
管 理 者 氏 名		医療機関等 コード	
診 療 科 目 (業務の種類)			
勤務する医師、歯科医師 又は薬剤師等	担当科名等	氏 名	医籍登録番号等
健康保険法による指定	有・無	年 月 日指定	
介護保険法による指定 (訪問看護又は介護予防 訪問看護)	—	年 月 日指定	

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
申請者
氏 名

印

別記第48号様式 (第18条関係)

生活保護法指定介護機関指定申請書

生活保護法 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。) 第54条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

名 称					
所 在 地					
連 絡 先		電話番号			ファクシミリ番号
管 理 者 氏 名					
医 療 機 関 コ ー ド 等					
施設又は実施する事業の種類		事業等開始 (予定)年月日	既指定の 年 月 日	介護保険法の指定を受けている事業等	
				指定等年月日	介護保険事業者番号
居 宅 介 護	訪問介護				
	訪問入浴介護				
	訪問看護				
	訪問リハビリテーション				
	居宅療養管理指導				
	通所介護				
	通所リハビリテーション				
	短期入所生活介護				
	短期入所療養介護				
	特定施設入居者生活介護				
	福祉用具貸与				
	夜間対応型訪問介護				
	認知症対応型通所介護				
	小規模多機能型居宅介護				
	認知症対応型共同生活介護				
	地域密着型特定施設入居者生活介護				
	居宅介護支援事業				
	施設	地域密着型介護老人福祉施設			
	介護	介護老人福祉施設			
	介護	介護老人保健施設			
介護	介護療養型医療施設				
特定福祉用具販売					
介 護 予 防	介護予防訪問介護				
	介護予防訪問入浴介護				
	介護予防訪問看護				
	介護予防訪問リハビリテーション				
	介護予防居宅療養管理指導				
	介護予防通所介護				
	介護予防通所リハビリテーション				
	介護予防短期入所生活介護				
	介護予防短期入所療養介護				
	介護予防特定施設入居者生活介護				
介護予防福祉用具貸与					
介護予防認知症対応型通所介護					
介護予防小規模多機能型居宅介護					
介護予防認知症対応型共同生活介護					
地域包括支援センター					
特定介護予防福祉用具販売					
入居に係る必要な利用料の額					

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所
氏 名



別記第 49 号様式 (第 19 条関係)

生活保護法指定 医療機関
介護機関
助産師
施術者 名 称
所在地
その他 変更届書

次のとおり変更しましたので、生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第 50 条の 2（生活保護法第 54 条の 2 第 4 項及び第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

指医療機関等	番 号	
	名 称 (氏名)	
	所在地 (住所)	
変更事項	旧	
	新	
変 更 年 月 日		年 月 日
委託患者等の措置状況		

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
届出者
氏 名

印

別記第 50 号様式 (第 19 条関係)

生活保護法指定 医療機関
介護機関
助産師
施術者 休 止
廢 止 届書

次のとおり 休止・廃止 しましたので、生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第 50 条の 2（生活保護法第 54 条の 2 第 4 項及び第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

指医療機関 定等	番 号	
	名 称	
	所 在 地	
※休止・廃止年月日		年 月 日
※ 休の 止 ・理 廢 止由		
委の 託措 患置 者状 等況		
再開の見通し (休止の場合)		

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
届出者
氏 名

㊞

別記第 51 号様式 (第 19 条関係)

生活保護法指定 医療機関
介護機関
助産師
施術者 再開届書

次のとおり再開しましたので、生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第 50 条の 2（生活保護法第 54 条の 2 第 4 項及び第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

指医療機関 定等	番 号	
	名 称	
	所 在 地	
休 止 年 月 日		年 月 日
再 開 年 月 日		年 月 日
再 開 の 理 由		

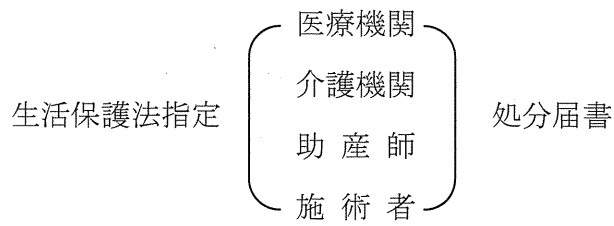
年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
届出者
氏 名

印

別記第 52 号様式 (第 19 条関係)



次のとおり生活保護法施行規則 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。) 第 14 条第 3 項の規定により届け出ます。

指医療機関 定等	番 号	
	名 称 (氏名)	
	所 在 地 (住所)	
処分の種類及びその年月日		

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
届出者
氏 名



別記第 53 号様式 (第 20 条関係)

生活保護法指定
{
 医療機関
 介護機関
 助産師
 施術者

指定辞退届書

次のとおり生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）による指定を辞退したいので、生活保護法第 51 条（同法第 54 条の 2 第 4 項及び第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

指医療機関 定等	番 号	
	名 称	
	所 在 地	
辞 退 年 月 日		年 月 日
委の 託措 患置 者状 等況		

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
届出者
氏 名



附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の生活保護法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

和歌山県規則第49号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則を次のように定める。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則

(目的)

第1条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）の施行に関しては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成8年政令第18号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(職権の委任)

第2条 法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「保護法」という。）第19条第4項の規定により、保護法第24条から第28条まで、第30条から第37条まで、第48条第4項、第62条、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第80条及び第81条の規定に基づく知事の支援給付の決定及び実施に関する権限は、振興局長に委任する。

(備付書類)

第3条 振興局長は、被支援者（支援給付を受けている者をいう。以下同じ。）につき、次に掲げる書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。

- (1) 面接記録票（別記第1号様式）
- (2) 支援給付台帳（別記第2号様式）
- (3) 支援給付決定調書（別記第3号様式）
- (4) 支援給付金品支給台帳（別記第4号様式）
- (5) 被支援者記録票（別記第5号様式）

2 振興局長は、次に掲げる書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。

- (1) 受付簿（別記第6号様式）
- (2) 被支援者番号索引簿（別記第7号様式）
- (3) 被支援者番号登載簿（別記第8号様式）
- (4) 支援給付申請書受理簿（別記第9号様式）
- (5) 医療券交付処理簿（別記第10号様式）

(6) 介護券交付処理簿（別記第11号様式）

(支援給付の実施等の通知)

第4条 保護法第19条第2項の規定により要支援者（支援給付を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）の現在地を所管する振興局長が支援給付を実施したときは、当該振興局長は、前条第1項各号及び第6条に規定する書類の写しを添付して、速やかにこの旨を当該被支援者の居住地を所管する振興局長又は福祉事務所に通知しなければならない。

2 被支援者が、その居住地を他の支援給付の実施機関に移転したときは、旧居住地を所管する振興局長は、速やかに必要な決定を行い、別記第12号様式による書面により新居住地を所管する振興局長又は福祉事務所に通知しなければならない。

3 前項の書面には、次に掲げる書類のうち、支援給付の決定実施上必要と認められる最小限のもの写しを添付するものとする。

- (1) 支援給付台帳
- (2) 支援給付決定調書
- (3) 被支援者記録票
- (4) その他

(支援給付の開始又は変更の申請書)

第5条 支援給付の開始又は変更の申請書の様式は、別記第13号様式とする。

2 保護法第18条第2項に規定する葬祭支援給付の申請書の様式は、前項の規定にかかわらず、別記第14号様式とする。

3 第1項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 資産申告書（別記第15号様式）
- (2) 収入申告書（別記第16号様式）
- (3) 給与証明書（別記第17号様式）
- (4) 住宅補修計画書（別記第18号様式）
- (5) 生業計画書（別記第19号様式）
- (6) 同意書（別記第20号様式）
- (7) 家賃、間代、地代証明書（別記第21号様式）

(決定通知書)

第6条 保護法第24条第1項及び第5項並びに第25条第2項並びに第26条第1項の書面は、別記第22号様式、別記第23号様式又は別記第24号様式によるものとする。

(検診命令書、検診書および検診料請求書)

第7条 保護法第28条の規定により検診を受けるべき旨を命ずるときに交付する検診命令書、検診書及び検診料請求書は、別記第25号様式、別記第26号様式及び別記第27号様式によるものとする。

(調査依頼書)

第8条 保護法第29条の規定による調査の嘱託を行うときの調査依頼票は、別記第28号様式によるものとする。

(扶養照会書)

第9条 保護法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために、要支援者の扶養義務者に対し、扶養義務の履行について照会するときの扶養照会書は、別記第29号様式によるものとする。

(入所等依頼書)

第10条 保護法第30条第1項の規定により被支援者を保護施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託するときに、その施設の長又は私人に対して発行する入所等依頼書は、別記第30号様式によるものとする。

(支援給付金品の支給方法)

第11条 振興局長は、保護法第19条第7項の規定により、被支援者等に対する支援給付金品の交付を町村長に依頼して行う場合においては、交付すべき給付金品に別記第31号様式の支援給付明細書を2部添えて、当該支給金品を交付すべき日の3日前までに当該町村長に送付しなければならない。

(保護施設設置認可申請書等)

第12条 保護法第40条第2項の規定による届出は、生活保護法施行細則(平成12年和歌山県規則第125号)別記第38号様式による届出書により行うものとする。

2 保護法第41条第2項の規定による申請書は、生活保護法施行細則別記第39号様式によるものとする。

(保護施設変更認可申請書)

第13条 保護法第41条第5項の規定による申請書は、生活保護法施行細則別記第40号様式によるものとする。

(保護施設事業開始届書等)

第14条 保護施設の設置者は、当該保護施設の事業を開始したときは、生活保護法施行細則別記第41号様式による届書に、生活保護法施行細則別記第42号様式を添付して、速やかに知事に届け出なければならない。

(改善命令等による措置結果報告書)

第15条 市町村、社会福祉法人又は日本赤十字社は、保護法第45条第1項又は第2項の規定によって保護施設の整備若しくは運営の改善、その事業の停止若しくは廃止を命ぜられ、又は保護施設の設置の認可を取り消されたときは、これに基づいてとったその措置について、生活保護法施行細則別記第43号様式の措置結果報告書を、その処分を受けた日から30日以内に知事に提出するものとする。

(被支援者状況変更届書)

第16条 保護法第48条第4項の規定による届出書は、別記第32号様式によるものとする。

(保護施設廃止報告書等)

第17条 法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号。以下「保護法施行規則」という。)第7条の規定による報告及

び保護法施行規則第8条の規定による通知の様式は、生活保護法施行細則別記第45号様式によるものとする。

2 保護法第42条の規定による許可の申請書は、生活保護法施行細則別記第46号様式によるものとする。

(医療機関等の指定申請書)

第18条 保護法施行規則第10条第1項の申請書の様式は、生活保護法施行細則別記第47号様式とする。

2 保護法施行規則第10条の2第1項の申請書の様式は、生活保護法施行細則別記第48号様式とする。

(医療機関等の変更等届書)

第19条 保護法施行規則第14条第2項第1号の規定による届出は、生活保護法施行細則別記第49号様式によるものとする。

2 保護法施行規則第14条第2項第2号に掲げる事業の廃止又は休止に係る同項の届書は、生活保護法施行細則別記第50号様式によるものとする。

3 保護法施行規則第14条第2項第2号に掲げる事業の再開に係る同項の届書は、生活保護法施行細則別記第51号様式によるものとする。

4 保護法施行規則第14条第3項の届書は、生活保護法施行細則別記第52号様式によるものとする。

(医療機関等の辞退届書)

第20条 保護法施行規則第15条の届書は、生活保護法施行細則別記第53号様式とする。

(不服申立書)

第21条 保護法に基づく処分に係る審査請求書及び再審査請求書は、別記第33号様式とする。

(繰替支弁)

第22条 保護施設、指定医療機関その他これらに準ずる施設が保護法第72第1項に規定する厚生労働大臣の指定を受けようとするときは、生活保護法施行細則別記第55号様式の繰替支弁施設指定申請書を知事に提出するものとする。

(経由)

第23条 知事は、保護法又はこれに基づく命令等により厚生労働大臣に提出することとされている書類が、保護法第19条第4項の規定により事務の委任を受けた振興局長、市町村又は社会福祉法人が設置する保護施設の設置者若しくは当該施設の長から提出されたときは、これを受理し、厚生労働大臣に提出するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式 (第3条関係)

面 接 記 録 票

面接年月日	年 月 日	面 接 者 印	
支援給付を受けようとする者 氏 名 生年月日 世帯主 氏 名 住 所 (来訪者が本人でない場合) 氏 名 住 所 要支援者との関係		来訪目的、支援給付 (生活保護) の経歴、 決定上の注意事項、要支援者の家庭の状況 被支援者の特性等	
1 面接の結果 2 第1回調査予定日及び交付必要書類名 3 面接員の所見			
訪問経路図			

別記第2号様式 (第3条関係)

支 援 給 付 台 帳

被支援者
番号

世帯主 氏名		居住地 現住地						
本籍地		居住の 始 期			年 日			
氏 氏		続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	心身の 状 況	職 業 特殊技能 現職
被 支 援 家 族	1	中国残留 邦人本人						
	2	配偶者						
	3							
	4							
同 居 家 族 の 状 況	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
資 産 の 調	資 産 内 容	見 積		処分の 可否	負 債 の 調	種 類	金 額	契約の内容
	土 地 家 屋 その他							
住居の 状 況	自家借家 (間) の別	規模 構造	建坪	畳数別 室 数	衛生状態	水道 設備	電灯数	貸間の有無 及びその広さ
					良 不良	有 無		
不 在 者 の 状 況								
氏 名		続柄	性別	年齢	不在の時期及び不在者の現住地		原因	家庭との 関係
扶 養 義 務 者 の 状 況								
氏 名		続柄	性別	年齢	住 所		扶養能力の有無 及び扶養の程度	
備 考								

別記第8号様式 (第3条関係)

被 支 援 者 番 号 登 載 簿

被 支 援 者 番 号	氏 名	住 所	開始、停廃止、却下の別及び年月日			
			印	年 月 日	印	年 月 日
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

別記第12号様式 (第4条関係)

第 号
年 月 日

振 興 局 長

印

様

被 支 援 者 の 転 出 に つ い て

下記の者は、当振興局管内において中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を支給していましたが、貴管内に転出しましたからよろしくお取り計らい願います。

記

1 転出者の住所、氏名
氏 名

現 住 所
転 出 地

2 転出者の世帯の状況

家 族 構 成			職 業	収 入 の 状 況 (仕送り、資産等を含む。)
世 帯 の 状 況	1	(氏 名)	歳	
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			

3 当振興局において受けていた支援給付の種類、程度、方法

生活給付 住宅給付 医療給付 介護給付 その他 (給付)

円

円

円

4 転出の理由、保護の経過及び参考意見 (廃止年月日等記入のこと。)

別記第13号様式 (第5条関係)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の
自立の支援に関する法律等による支援給付申請書

現在住んでいるところ										※実施機関 等 受付 年 月 日
	人員	氏 名	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態	
要 支 援 家 族	1		中国残留 邦人本人							
	2		配偶者							
	3									
	4									
同 居 家 族 の 状 況	1									※町村役 場 受付 年 月 日
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
家族のうち別なところ に住んでいる者がある ときはその名前と住ん でいるところ										
資産の状況(別添1)			収入の状況(別添2)			関係先照会への同意(別添3)				
支援給付を申請する理由										
上記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付を申請します。 年 月 日 申請者住所 氏 名 支援給付を受けようとする者との関係 (印) 振興局長 様										

(記入上の注意)

- ※印欄には記入しないでください。
- 申請者と支援給付を受けようとする者が異なる場合には、別添の書類は支援給付を受けようとする者に記入してもらってください。
- 不実の申請をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(注) この申請書は開始、変更いずれの場合にも用いるものとし、変更申請の場合は、変更にかかると事項を記入させ、別添1から別添3までのうち必要なものを添付させること。

別記第14号様式 (第5条関係)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による葬祭支援給付申請書

下記のとおりであるから中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による葬祭支援給付を受けたいので証ひょう書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者住所

氏 名

印

振興局長 様

記

死 者	氏 名			葬祭を行 う者との 関 係	
	死 亡 年 月 日	年 月 日	死亡時の 住所又は 居 所		
葬 祭 予 定 日			年 月 日		
葬 祭 費	遺 留 金 額	差 引 不 足 額	備 考		

別記第15号様式 (第5条関係)

(表 面)

資 産 申 告 書

振興局長 様

年 月 日

氏 名 Ⓜ

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。

1 不動産

土 地	(1) 宅 地	有・無	延面積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
地	(2) 田 畑	有・無				有・無
	(3) 山 林 その他	有・無				有・無
建 物	(1) 居 住 用	持 家 借家・借間 <small>(いずれかを○で囲んでください。)</small>	延面積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
					(家賃 円)	有・無
	(2) そ の 他	有・無				有・無

2 現金・預貯金、有価証券等

現 金	有・無					円
預 貯 金	有・無	預 金 先	口 座 番 号	口 座 氏 名	預 貯 金 額	
有 価 証 券	有・無	種 類	額	面	評 価 概 算 額	

(記入に当たっては裏面の記入上の注意をよくお読みください。)

(裏 面)

生 命 保 険	有・無	契 約 先	契 約 金	保 険 料
そ の 他 の 保 険	有・無			

3 その他の資産

自 動 車 (自動二輪を含む。)	有・無	使用状況	所有者氏名	車 種	排 気 量	年 式
		使 用 未 使 用				
そ の 他 高価なもの	有・無	品 名				

4 負債 (借金)

有 ・ 無	金 額	借 入 先

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入してください。
- (2) 資産の種類ごとにその有無について○で囲んでください。土地については借地等の場合も記入してください。
- (3) 有を○で囲んだ資産については、下記に従って記入してください。
 - ① 同じ種類の資産を複数所有している場合は、そのすべてを記入してください。
 - ② 有価証券は、例えば「株券、国債」等と記入し、その評価概算額は現在売却した場合のおおよその金額を記入してください。
 - ③ その他高価なものがあれば品名を記入してください。
- (4) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (5) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

別記第16号様式 (第5条関係)

(その1)

(表 面)

収 入 申 告 書

振興局長 様

年 月 日

氏 名

Ⓢ

年分の私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

		本 人			配 偶 者		
働いている者の名前							
仕事の内容勤め先(会社名)等							
区 分		収 入	必要経費①	就労日数	収 入	必要経費②	就労日数
前 年 1 2 か 月 分	1月分						
	2月分						
	3月分						
	4月分						
	5月分						
	6月分						
	7月分						
	8月分						
	9月分						
	10月分						
	11月分						
	12月分						
合計欄							
必要経費(前月分)の主な内容		①					
		②					

2 恩給・年金等による収入 (受けているものを○で囲んでください。)

有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、その他()	収入額	月額	円
			年額	円

3 仕送りによる収入 (前年12か月分の合計を記入してください。)

有・無	仕送りによる収入	内 容	仕送りした者の氏名
	現物による収入	米、野菜、魚介 (もらったものを○で囲んでください)	

(記入に当たっては裏面の記入上の注意をよくお読みください。)

(裏面)

4 その他の収入(前年12か月分の合計を記入してください。)

有 ・ 無	内 容		収 入	受領した年月日
	生命保険等の給付金		円	
	財産収入 (土地、家屋の賃貸料等)		円	
	そ の 他		円	

5 その他将来において見込みのある収入(上記1～4に記入したものを除く。)

有 ・ 無	内 容	収入見込額

6 働いて得た収入がない者

氏 名	備 考

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入してください。
- (2) 「1 働いて得た収入」については、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書等、前年12か月分の収入総額がわかるものを添付できるときは、働いて得た収入欄の合計欄のみ記載してください。月ごとの記載は不要です。
- (3) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。
- (4) 農業収入については、前年12か月分の総収入のみを収入の合計欄に記入してください。
- (5) 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- (6) 2～5の収入は、その有無について○で囲んでください。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。
- (7) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (8) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(その2)

(表 面)
収 入 申 告 書

振興局長 様

年 月 日

氏 名

㊞

年分の私と同居している二世等世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者の名前							
仕事の内容勤め先(会社名)等							
	区 分	収 入	必要経費①	就労日数	収 入	必要経費②	就労日数
前年 1 2 か 月 分	1 月 分						
	2 月 分						
	3 月 分						
	4 月 分						
	5 月 分						
	6 月 分						
	7 月 分						
	8 月 分						
	9 月 分						
	10 月 分						
	11 月 分						
	12 月 分						
合計欄							
必要経費 (前月分) の主な内容		①					
		②					

2 恩給・年金等による収入 (受けているものを○で囲んでください。)

有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、その他()	収入額	月額	円
			年額	円

3 仕送りによる収入 (前年 1 2 か月分の合計を記入してください。)

有・無	仕送りによる収入	内 容	仕送りした者の氏名
	現物による収入	米、野菜、魚介 (もらったものを○で囲んでください)	

(記入に当たっては裏面の記入上の注意をよくお読みください。)

(裏面)

4 その他の収入(前年12か月分の合計を記入してください。)

有 ・ 無	内 容		収 入	受領した年月日
	生命保険等の給付金		円	
財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)		円		
そ の 他		円		

5 その他将来において見込みのある収入(上記1～4に記入したものを除く。)

有 ・ 無	内 容		収入見込額

6 働いて得た収入がない者

氏 名	備 考

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入してください。
- (2) 「1 働いて得た収入」については、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書等、前年12か月分の収入総額がわかるものを添付できるときは、働いて得た収入欄の合計欄のみ記載してください。月ごとの記載は不要です。
- (3) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。
- (4) 農業収入については、前年12か月分の総収入のみを収入の合計欄に記入してください。
- (5) 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- (6) 2～5の収入は、その有無について○で囲んでください。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。
- (7) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (8) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

別記第17号様式 (第5条関係)

給 与 証 明 書

年 月 日

事業所 (雇主)



振興局長 様

次の通り証明します。

氏 名			(歳)	職 務 及 内 容	
居住地					
給 与 額	基 本 給	円	控 除 額	所 得 税	円
	日 給 (日分)			健 康 保 険 料	
	家 族 手 当			厚 生 年 金 保 険 料	
	地 域 手 当			失 業 保 険 料	
	手 当				
	小 計 (ア)				小 計 (イ)
差 引 支 給 額 (ア)-(イ)			摘 要		
前 2 月 の 手 取 額	月 分	月 分			
備考 事実と違ったことを証明した場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条の規定により処罰されることがありますから注意してください。					

別記第18号様式 (第5条関係)

住宅補修計画書

申請者
氏名

建物の規
模構造

補修を必要とする状況	1 破損の状況
	2 修理の規模

補修のために必要とする費用の内訳	品名	規模	単価×数量=金額			備考
			単価	数量	金額	

見積者	見積年月日	年 月 日
	住所	
	氏名	印

別記第19号様式 (第5条関係)

生 業 計 画 書

申 請 者 氏 名	
--------------	--

1 生業計画の内容 (誰が、いつ、どこで、どんな仕事をするか)

2 生業に必要なものの品と金額

3 生業の見透し

ア 収入をあげ得る時期

イ 収入見込額

ウ 収入をあげるために必要な材料代その他の費用

エ 利益 (イからウを引いた額)

別記第 20 号様式 (第 5 条関係)

同 意 書

支援給付の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯員 (以下「私等」という。) の資産及び収入の状況につき、支援給付の実施機関が官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇主、その他の関係人 (以下「銀行等」という。) に報告を求めることに同意します。

また、貴支援給付の実施機関の調査嘱託又は報告要求に対し、官公署又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

住所

氏名



振 興 局 長 様

別記第 21 号様式 (第 5 条関係)

家 賃
間 代 証 明 書
地 代

住 所 郡 町 大字 番地
市 村

氏 名

住宅

上記の者の は、私の所有のものであり下記金額の賃貸を契約していることを証明し
土地
ます。

記

家 賃	年 額	円
地 代	月 額	円
敷 金 等		円

住 所
氏 名 印

振 興 局 長 様

(注意) 事実と違った証明をした場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 85 条の規定によって処罰されることがありますから注意してください。

別記第 22 号様式 (第 6 条関係)

発 第 号

年 月 日

振 興 局 長 印

様

支 援 給 付 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付を、下記のとおり決定したから通知します。

記

1 支援給付の種類及び程度

ア 種類	生 活 支援給付	住 宅 支援給付	医 療 支援給付	介 護 支援給付	() 支援給付	計
イ 程度	円	円	円	円	円	円

ウ 介護支援給付自己負担額 円 (事業者名)
円 (事業者名)
円 (事業者名)

エ 医療支援給付自己負担月額 円

2 支援給付の開始時期 年 月 日

3 支援給付の方法

ア () 支援給付中の 費は () 渡しとする。

4 支援給付を決定した理由

5 支援給付金の支給日及び支給場所

備考

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告として (和歌山県知事が被告の代表者となります。) この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。

② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 支援給付金を受取るときにはこの通知書と印鑑が必要ですから忘れないように持参してください。

(注) この通知書は変更の場合にも用いるものとする。

別記第 23 号様式 (第 6 条関係)

発 第 号
年 月 日

振 興 局 長 印

様

支 援 給 付 申 請 却 下 通 知 書

年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付については、下記の理由で支援給付できないから却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告として(和歌山県知事が被告の代表者となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

- 1 却下の理由
- 2 この通知が申請書受理後 14 日を経過した理由

別記第 24 号様式 (第 6 条関係)

発 第 号
年 月 日

振 興 局 長 印

様

支 援 給 付 廃 止
停 止 決 定 通 知 書

年 月 日第 号により決定した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付を下記のとおり

廃止
停止 したから通知する。

記

1 廃止 した支援給付の種類
停止

2 停止する期間

3 廃止する時期 年 月 日

4 理由

備考 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告として (和歌山県知事が被告の代表者となります。) この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第25号様式 (第7条関係)

年 月 日交付	検 診 命 令 書
交付第 号	年 月 日

検査を受ける者の
居住地及び氏名 様

振 興 局 長 印

下記により検査を受けてください。

- 1 検診を受ける日時
- 2 検診を受ける場所
- 3 検診を行う医療機関の名称
所在地及び担当医師等氏名
- 4 備考

(注意)

- 1 検診を受けるときは、この書類を持参してください。
- 2 この検診命令は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下「支援法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第28条第1項の規定に基づくものです。
- 3 この検診命令を受けないと、支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第28条第4項の規定によって、あなたの支援給付申請が却下され、又はあなたに対する支援給付が変更、停止若しくは廃止される場合があります。
- 4 この検診命令について疑問がある場合には、支援給付の実施機関に相談してください。

別記第26号様式 (第7条関係)

※	年 月 日 交付	検 診 書
	交付第 号	

検査を受ける者の
居住地及び氏名

歳 男・女

振興局長 様

年 月 日

医療機関の所在地及び名称
院 (所) 長

担当医師

Ⓔ

上記の者に対する検診結果は下記のとおりであります。

- 1 傷病名
- 2 病 状
- 3 診療の要否、診療の方法等に関する意見

※担 当 員
記 事

Ⓔ

(注意)

この検診書は、支援給付の実施機関あて直接請求してください。

備考 ※印欄には、記入しないでください。

別記第27号様式 (第7条関係)

※	年 月 日交付	検 診 料 請 求 書
	交付第 号	

振興局長 様

年 月 日

医療機関の所在地

名 称

医療機関の長又は
開設者の氏名

印

下記のとおり請求します。

※ 受診者		※ 居住地	
請求額	診 察 料	点	(検査名等)
	料	点	
	料	点	
	合 計	点	

(注意)

この請求書により直接支援給付の実施機関あて請求してください。

備考 ※印欄には、記入しないでください。

別記第 28 号様式 (第 8 条関係)

番 号
年 月 日

様

振 興 局 長 印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた
生活保護法第 29 条の規定に基づく調査について (依頼)

支援給付の決定又は実施のために必要がありますので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 29 条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当事務所において厳秘資料として扱いますので念のため申し添えます。

記

(参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項

この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法第 29 条

保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

別記第29号様式 (第9条関係)

番 号
年 月 日

様

振 興 局 長 印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に
関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務について (照会)

あなたの にあたる甲さん (住所) は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付を申請して (受けて) いますが、同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第4条では、民法に定められた扶養義務者による扶養はこの法律に優先して行われるものとされております。

つきましては、支援給付の決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届書により 年 月 日までにご回答ください。

(特記事項)

(担当者)

参考 (根拠となる法令)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

第14条第4項 この法律に特段の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の指示のため活用することを要件として行われる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

民法

第 877 条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

扶 養 届 書

振 興 局 長 様

住所

氏名

電話

先に照会のあった甲に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援について

※ 精神的な支援・・・対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かりなど金銭的な援助以外の対象者への関わりのことを言います。

精神的な支援の可否	可 ・ 不可
支援の開始時期	年 月 日から (又は既に行っている。)
具体的な支援の内容及び頻度	※緊急連絡先 (電話番号 - -)

2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可 ・ 不可 (理由:)
援助の開始時期	年 月 日から (又は既に行っている。)
援助の方法・程度	①金銭により毎月 (年) 円送付しています。 ②物品により毎月 (年) を 程度送付しています。 ③氏名 を引き取ります。 ④その他

3 私の世帯について

(1) 家族構成・収入等の状況					
氏 名	続柄	生年月日	職 業	勤 務 先	平均月収額
	本人				円
上記のうち甲についての					
①税法上の扶養控除を受けている者の氏名					
②会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 (円)					
(2) 資産の状況	有	①家屋 m ² (坪)	②宅 地 ,	m ² (坪)	
	無	③田畑 m ² (坪)	④山林等	m ² (坪)	
(3) 負債の状況	有	負 債 の 内 容	返済月 (年) 額	返済の終了予定	
		住 宅 ロ ー ン	円		
	無	その他 ()			
(4) 健康保険等の加入状況		①国民健康保険 ②健康保険 ③共済 () ④その他 ()			
上記で①以外に加入している場合甲については被扶養者として					
①認定されている ②認定されていない ③認定手続をとるつもり					

(記入上の注意)

- 1 該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。
- 2 平均月収額は総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入してください。
- 3 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付してください。

別記第30号様式 (第10条関係)

入 所 等 依 頼 書

第 号
年 月 日

様

振 興 局 長 印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第

第 3 0 条 第 1 項 だ じ 書

4 項 におい て そ の 例 に よ る も の と さ れ た 生 活 保 護 法 第 3 3 条 第 2 項 の 規 定 に よ り、
第 3 6 条 第 2 項

に 入 所
貴 施 設 (所) に 下 記 の 者 を 養 護 さ せ る こ と を 依 頼 し ま す。
を に 利 用

入 所
な お、 養 護 に つ い て 受 諾 で き な い 場 合 は、 速 や か に そ の 旨 及 び そ の 理 由 を 通 知 し て く だ
利 用
さ い。

記

氏 名		生 年 月 日	年 月 日	性 別	男・女
本 人 に 関 す る 参 考 事 項					
住 所					
本 籍					
給 付 開 始 年 月 日	年 月 日	給 付 の 種 類		入 所 又 は 利 用 予 定 年 月 日	年 月 日
そ の 他	(家 族 構 成、 学 歴、 職 種、 心 身 の 状 況 等)				

別記第32号様式 (第16条関係)

被 支 援 者 状 況 変 更 届 書

年 月 日

振 興 局 長 様

施設名

⑩

下記被支援者の状況に変更がありましたので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第48条第4項の規定により届け出ます。

記

- 1 被支援者氏名・年齢及び性別

- 2 変動の事項

- 3 変動を生じた年月日

別記第 33 号様式 (第 21 条関係)

審 査 請 求 書 (正・副)
再審査

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等に基づく

年 月 日付け第 号の 知 事 実施機関の長 の 処分 について不服です
市 (町村) 長 裁決
から、 審 査 を請求します。
再審査

年 月 日

請求人住所
氏名又は名称 ⑩
受益者との関係 年齢

知 事
厚生労働大臣 様

- | |
|---------------------|
| 1 不服の趣旨及び理由 |
| 2 処分 (裁決) を知った日 |
| 3 不服申立ての教示の有無及びその内容 |

実施機関 受 付	年 月 日	都道府県受付	年 月 日
-------------	-------	--------	-------